

定例公安委員会開催概要

令和7年9月10日、次のとおり定例会議を開催しました。

1 審議・報告事項

- (1) 合服の着用停止及び被服の着用期間の柔軟化の試行実施

合服の着用停止及び被服の着用期間の柔軟化の試行実施について報告を受けた。

吉本委員長から、「北海道でも年々暑い季節が長くなってきており、暑熱対策の重要性が増している現状を踏まえた、良い施策であると思う。同一所属内で服装のバラつきが出ることのないよう、しっかりと周知していただきたい。」旨の発言があった。

- (2) 監察関係事案報告

監察関係事案について報告を受けた。

- (3) 捜査支援分析課による情報分析研修の実施

捜査支援分析課による情報分析研修の実施について報告を受けた。

眞鍋委員から、「将来的な話になるが、画像解析に関してはAIにいわゆる『不審な挙動』を習得させて、防犯カメラ映像から不審な挙動をする者を自動的にピックアップできるような解析ができるようになれば合理的・効率的なのではないかと思う。」旨の発言があった。

吉本委員長から、「過去の事件捜査で、防犯カメラ映像の解析を他県警に依頼して行い、解決に結びついたという話を聞いた覚えがある。研修等を通して北海道警察の職員の技術を高めていっていただきたい。」旨の発言があった。

- (4) 「ハンドサインでストップ運動」ロゴマークの決定及び広報大使の任命

「ハンドサインでストップ運動」ロゴマークの決定及び広報大使の任命について報告を受けた。

眞鍋委員から、「幼い子どもや高齢者にも伝わるよう、受け手に分かりやすい啓発に努めていただきたい。」旨の発言があった。

2 決裁・報告事項

- (1) 運転免許の取消処分

運転免許の取消処分を行った。

- (2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部改正

遺失・拾得物管理業務が、警察共通基盤システムに移行することに伴い、電子申請が可能となる手続が追加になるため、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則(平成17年北海道公安委員会規則第6号)を改正するという説明を受け、同規則の一部を改正することとした。

- (3) 北海道公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部改正

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律第27号)の施行等に伴い、北海道公安委員会における特定秘密の保護に関する規程(平成26年北海道公安委員会規程第2号)を改正するという説明を受け、同規程の一部を改正することとした。

- (4) 令和6年度中における特定秘密の保護措置の実施状況

令和6年度中における、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)に基づく特

定秘密の保護措置の実施状況について報告を受けた。

(5) 令和6年度中における特定秘密保護法に基づく適正評価実施状況

令和6年度中における、警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則及び北海道警察における特定秘密の保護に関する規程に基づく適正評価実施状況について報告を受けた。

(6) 審査請求の受理

保有個人情報の開示をしない旨の決定処分に対する審査請求の受理及び公文書の存否を明らかにしない決定処分に対する審査請求の受理について報告を受けた。

(7) 遺族給付金及び重傷病給付金の支給裁定

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)に基づく遺族給付金の支給及び重傷病給付金の支給について裁定した。

(8) 重傷病給付金の支給申請受付

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく重傷病給付金の支給申請受付概要について報告を受けた。

(9) 指定自動車教習所の指定

札幌方面管内の自動車教習所からの、大型自動二輪免許に係る指定自動車教習所の指定の申請について、指定の基準に適合しているとの説明を受け、公安委員会の指定を行うこととした。

(10) 沖縄県公安委員会及び滋賀県公安委員会からの援助要求

沖縄県公安委員会及び滋賀県公安委員会からの警察職員等の援助要求について説明を受け、援助を行うこととした。

(11) 集団行動に関する許可事務専決状況報告

令和7年8月中における集団行動に関する許可事務専決状況について報告を受けた。

(12) ストーカー規制法に基づく警告及び禁止命令等の実施結果

令和7年8月中におけるストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)に基づく警告及び禁止命令等の実施結果について報告を受けた。

(13) 禁止命令等有効期間延長処分に係る聴聞通知の公示送達

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等有効期間延長処分に係る聴聞通知の公示送達を実施するとの報告を受けた。

(14) 公益通報の調査結果

公益通報の調査結果について報告を受けた。

(15) 苦情及び要望・意見の受理

公安委員会宛て苦情及び要望・意見の受理について報告を受けた。

(16) 要望・意見の調査結果

公安委員会宛て要望・意見の調査結果について報告を受け、回答内容を決定した。